

平成28年12月16日

株式会社 山陰合同銀行

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の取得について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」に基づき、平成28年12月5日付で、厚生労働大臣より「えるぼし」企業として認定を受けましたので、お知らせいたします。（12月15日に認定通知書交付式）

当認定は、女性活躍推進法に基づいた行動計画の策定・提出を行っている企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況の優良な企業が申請により厚生労働大臣の認定を受けることができるものです。

認定は基準を満たす項目数に応じて3段階あり、当行は、5つの認定評価項目（「採用」・「継続就労」・「労働時間等の働き方」・「管理職比率」「多様なキャリアコース」）のうち、「採用」・「労働時間等の働き方」・「多様なキャリアコース」以上3項目の基準を満たし、認定3段階中2段階目の認定を取得いたしました。

今後も、女性のキャリアアップ推進・活躍の場を拡大することにより、従業員が意欲・能力を十分に発揮し、働きがいのある職場環境の整備に努めてまいります。

<ご参考：平成28年10月31日現在の認定状況>

全 国：200社（認定段階3：137企業・認定段階2：63企業）

※認定段階3は、5つの認定評価項目を全て満たしている。

※認定段階2は、5つの認定評価項目のうち3つまたは4つの基準を満たしている。

島根県： 0社（11月11日に認定段階3に1企業、当行は県内第2号の認定）

※中国地方の金融機関では初

以 上